総 務 産 業 常 任 委 員 会（1日目）

期　日　令和８年　３月　３日（火）
時　間　午　前　　１０時００分
場　所　議　場

○議事日程

１　委員長あいさつ
２　町長あいさつ
３　定例会提案案件の説明
４　各課説明事項について
（１）総務グループ所管
　　１）総務財政課
　　２）まちづくり推進課
　　３）税務住民課
　　４）保健福祉課
　　５）介護老人保健施設
　　６）国保病院

○出席委員（１１名）

委員長７番	村　上　忠　弘　君	副委員長６番	岸　　徹　也　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　村　忠　君
５番	内ケ島　祐　一　君	８番	川　上　絹　子　君
９番	向　井　孝　一　君	１０番	村　瀬　廣　君
１１番	日　置　紳　一　君	（参与）	芳　賀　芳　夫　君

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町　　長	中　島　光　弘　君
副　町　長	森　　朋　彦　君
総務財政課長	山　田　　薫　君
兼選管書記長	
総務財政課長補佐	竹　内　佳　生　君

総務財政課主幹	松浦秀明君
まちづくり推進課長	田中　崇君
まちづくり推進課長補佐	佐藤直樹君
会計管理者 兼税務住民課長	岸　貴之君
会計室次長	川崎妙子君
税務住民課長補佐	森山英樹君
〃	勝山奈保美君
税務住民課長主幹	越野　誠君
〃	鈴木　忍君
保健福祉課長	住吉　淳君
保健福祉課長補佐	山田　薫君
保健福祉課主幹	村上拓也君
〃	近藤克俊君
〃	吉田明弘君
〃	小野寺さやか君
介護老人保健施設事務長	立島　剛君
国保病院事務長	山田哲也君
国保病院次長	濱谷幸男君

○出席事務局職員

議会事務局長	鈴木正之君
議会事務局主事	海津侑也君

開　議　午前１０時００分

◎委員長あいさつ

○委員長（村上忠弘君）　皆さんおはようございます。3 月に入りまして、まだ朝、晩は冷えますが、日中がプラス気温ということで、この後一気に融雪が進むことと思います。本日はですね、令和 8 年度第 1 回 3 月定例会に向けての総務産業常任委員会に御出席ありがとうございます。各課説明事項、それから報告事項等、用意されております。それとですね、本日総務グループ、それから明日、産業グループと、2 日間日程で進めてまいりたいと思いますので、皆さんひとつ、闊達な質疑をよろしくお願いいたします。それでは、冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（村上忠弘君）　町長が出席されておりますので、会議に先立ち、ご挨拶をお願いいたします。

町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　おはようございます。日頃からですね、町政の執行に御理解を頂きまして心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは何点か、近況等について報告をさせていただきたいと思います。第 51 回衆議院議員総選挙の結果、与党が大幅に議席を増やす結果となりましたが、第 2 次高市総理内閣については、全て留任となり、第 8 選挙区の向山代議士も総務大臣政務官に再任されましたことから、今後もしっかりと連携を図ってまいりたいと思っております。

さて本町の基幹産業であります、農業、とりわけ農作物の作況についてでありますが、おかげさまでここ数年大きな災害も本町においてはないことから、大豊作とはいかないものの、販売価格の高騰により農作物の販売高は、一昨年度の 60 億円後半の史上最高の売上高を大きく上回る今年度は 80 億円台となるとの報告を頂いております。また、議会でも要請のありました「馬鈴薯 AI 選果システム」、JA 購入事業については、生産者支援という観点から、新年度、町より 1 億円の支援予算を計上させていただいております。

国営緊急農地再編事業についてでありますが、今年度で面工事の終了を迎え、今後 2 か年の換地業務が中心となりますが、今金町国営農地再編整備事業推進期成会役員で、先般 2 月 18、19 の日程で、農林水産省、財務省、道内選出国会議員の皆様に訪問頂き、これまでの事業報告とお礼を申し上げ、事業推進のお礼の言葉を頂いたと伺っております。町からは町長が別件出張のため、副町長が同行をしております。

また、危機管理関係ですが、大雨災害に対応した第 2 幹線川の樋門閉鎖後の利別川への排水訓練を函館開発建設部今金河川事務所と町との合同訓練を事前防災の

観点から、5 月に実施することで準備を進めております。

さて、新年度は新たに 2 つのプロジェクトを始動いたします。1 つは今金町国保病院の在り方検討プロジェクトであります。現在も国保病院では経営強化プランによる改善を推進しておりますが、町長部局も含めたプロジェクトを組織し、進めてまいりたいと思っております。

2 つ目は今金町の観光振興についてのプロジェクトを組織し、本町における観光資源の再検討や既存の磨き上げ等も含め検討してまいる所存であります。

続いて、3 点ほどトピックでありますが、第 78 回優良公民館全国表彰を 2 月の 6 日、今金町町民センターが受賞いたしました。北海道では奈井江町の公民館と今金町が該当になって表彰を受けております。

2 点目ですが、消防団車両の無償貸与事業による配備が決定いたしました。これは、無償で消防車のほうを貸与ということでありますけれども、総務省管轄でありますが、連絡を頂きました。来年の 2 月か 3 月には納入をされるということで、消防行政にも大きな弾みになるかなというふうに思っております。今金町以外には、北海道では黒松内町も該当しております。

3 点目ですけれども、鈴木直道氏が北海道知事として、今年の 9 月から 10 月、この期間で今調整をしておりますが、直道カフェ今金町開催ということで来庁されることになっております。詳細については、決まり次第お知らせをしたいと思います。

最後に令和 6 年 3 月 6 日付けで刑事告発をしておりました、補助金の不適切処理事案について、せたな署からの報道発表の経過及び今後の対応について、現時点での状況について報告をさせていただきます。初めにせたな署から報道発表されました、逮捕の経過について申し上げます。容疑者は被告発人である札幌市在住の配送業、小林洋伸容疑者 59 歳であります。1 月 27 日の逮捕容疑は、今金町観光協会事務局長の立場にあった令和 3 年 12 月 17 日に同会の預金口座から 17 万 6000 円を着服した、業務上横領罪の疑いであります。2 月 17 日の再逮捕の容疑は今金町商工会事務局長であった、令和 4 年 3 月、企業への巡回指導実施事業費、約 80 万円など、虚偽の報告書を北海道労働局に提出し、働き方改革推進支援助成金約 480 万円をだまし取った詐欺罪の疑いであります。同容疑者に対する捜査は現在も継続中であり、その推移を見守っているところであります。こうした経過から、今後は起訴に至るものと思われますので、当局の判断を見ながら、町においては、補助金返還命令請求額の精査を進めることとしており、また、補助金等交付団体である今金町観光協会及びソーシャルタウン今金町推進協議会では、損害賠償請求を求める民事訴訟提起に向け、弁護士委任事務などの準備を進める運びとしておりますので、報告をさせていただきます。以上申し上げました。

それではこの後、3 月定例会に向け、副町長及び各課より説明を申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

◎開会の宣告

○委員長（村上忠弘君）　ただいまの出席委員は 11 名で、定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会いたします。

◎定例会提案案件の説明

○委員長（村上忠弘君）　始めに 3 月定例会に提案する案件について、副町長より説明があります。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　おはようございます。令和 8 年第 1 回定例会に提案を予定しております案件につきまして御説明を申し上げます。今回提案予定の案件は 27 件であります。まずはその内訳につきまして申し上げます。

同意案件が 1 件で、同意第 1 号今金町教育委員会委員の任命について、諮問案件が 1 件で、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について。条例提案につきましては、新規制定が 1 件で、議案第 1 号今金町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてであります。条例の一部改正が 7 件です。議案第 2 号今金町表彰条例の一部を改正する条例制定について、議案第 3 号今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 4 号今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第 5 号今金町総合福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 6 号今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第 7 号今金町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第 8 号今金町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

次に計画策定に関わる案件が 1 件で、議案第 9 号今金町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてです。

令和 7 年度の一般会計をはじめ、各特別会計の補正予算が 8 件です。議案第 10 号今金町一般会計補正予算（第 9 号）、議案第 11 号今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）、議案第 12 号今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 13 号今金町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 14 号今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 15 号今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第 4 号）、議案第 16 号今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 17 号今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

次に、令和 8 年度の一般会計をはじめ、各特別会計予算が 8 件です。議案第 18 号今金町一般会計予算、議案第 19 号今金町国民健康保険特別会計事業勘定予算、議案第 20 号今金町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 21 号今金町介護保険特別会計予算、議案第 22 号今金町介護老人保健施設特別会計予算、議案第 23 号今金町国民健康保険特別会計施設勘定予算、議案第 24 号今金町簡易水道事業特別会計予算、

議案第 25 号今金町公共下水道事業特別会計予算でありまして、以上のとおり、提案予定案件は合計で 27 件となります。

それではこの後、各所管課より説明をいたします。令和 7 年度の各会計の補正予算及び令和 8 年度予算を除く、その他の予定案件につきまして、それぞれ提案理由を申し上げます。

同意第 1 号今金町教育委員会委員の任命については、令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となる同委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。議案につきましては、人事案件につきまして、当日配付となりますので、御配慮をお願いいたします。諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、令和 8 年 6 月 30 日をもって任期満了となる同委員の後任候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。議案は同意案と同様、当日配付となりますので、よろしくお願いいたします。議案第 1 号今金町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定については、令和 6 年 3 月 12 日に公布されました、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において創設された、こども誰でも通園制度、乳児等通園支援制度において、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布され、事業者が給付を受けるための基準条例を新たに定めるため、本条例を制定するものであります。議案第 2 号今金町表彰条例の一部を改正する条例制定については、町表彰の受賞要件において、農業委員会委員を議会の同意を得て選任される各種委員に含めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。議案第 3 号今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、勤務時間外や土日、祝日において突発的に発生する恐れのある水道施設の漏水事故や、戸籍の受付事務を速やかに対応するため、あらかじめ職員を待機させておくこととし、その際に支給する手当を新設し、その支給に関し、規定をするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。議案第 4 号今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の賦課項目に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、子ども・子育て支援納付金の納付費用に充てるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。議案第 5 号今金町総合福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、当施設における施設運営と事業の推進等を図る総合推進協議会の委員を今金町保健福祉総合計画策定委員会の委員をもって組織することとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。議案第 6 号今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、令和 7 年度の税制改正により、令和 7 年度分以降の給与所得控除額が 55 万円から 65 万円に引上げられることにより、令和 8 年度の保険料が税制改正前の保険料よりも高い保険料となる場合において、改正前の保険料への減免措置をするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。議案第 7 号今金町

簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、令和 7 年 7 月 22 日付で国より発出された通知でありますところの「災害その他非常の場合における給水装置工事の施工について」により、災害その他非常の場合において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難な場合は、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。議案第 8 号今金町公共下水道条例の一部を改正する条例制定については、令和 7 年 4 月 22 日付で国より発出された通知である「標準下水道条例について」により、災害その他の非常の場合において、町が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、排水設備等の新設等の工事の実施を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。議案第 9 号今金町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に伴う市町村計画が今年度で終了し、新たに令和 8 年度から 5 年間の計画を策定するため、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。以上、一連で御説明を申し上げました。御配慮賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑があれば、お受けいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　質疑を終わります。

◎各課説明事項について

○委員長（村上忠弘君）　これより各課説明事項についてを議題といたします。本日は総務グループの説明を頂きます。初めに、総務財政課より説明願います。

総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　（総務財政課長朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。

○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　（総務財政課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

1 番、苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　まず、1 ページから伺っていきたいと思います。1 ページの条例改正ということなんですけども、ちょっと確認したいんですが、ここで読み取れる範囲でいくと、基本的にこの対象になる方に対しての変更というものはないという理解でよろしいか、その辺を確認させてください。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。

○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　苅屋委員の御質問のとおり変更になる部分はありませんので、以前も表彰の対象でありますし、これからも対象となるようになっ

ています。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。ちょっと確認だったので質問を変えます。2ページ目、こちらの条例改正なんですけども、まずですね、これを待機命令をかけ、というふうにございますが、これ待機命令というのはどのような待機、自宅待機とか、外出制限とかっていう拘束があるのかと、労働時間との整理っていうのはどのようになってるか、お知らせください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　御説明いたします。こちらのほうの条例にはちょっと掲載しておりませんが、内規のほうでは、町内のほうに待機するような形で規定する予定としております。それと労働時間につきましては、待機なもんですから、時間帯を指定してその時間帯に町内に待機して、いつでも連絡がとれ、出勤できる体制でいるように命令することになっております。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　ということは自宅待機、町内待機ですか、町内待機になるということで、これ呼び出しがあった場合は、時間外勤務手当みたいのが別途支給されるという理解でよいかその辺教えてください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　こちらのほうは待機手当でありまして、もし緊急の連絡を受け、それで出勤した場合には、時間外手当の対象として支給することになっております。
○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。
　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。あと最後ですね、この質問最後ですが、12時間で1000円を支給するということでありますが、この算定根拠というのはどのようになってるか、時給ではないんですよね、これ12時間でということなので、時間単位にすると83円ということなので、この辺っていうのは、ほかの自治体との比較なども行っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　こちらの金額の根拠なんですが、今国保病院のほうでも、待機手当を支給しておりまして、その際には、1回につき1000円という支給をしておりますので、今回、同額で1回1000円の支給としております。時間につきましては、上下水道におきましては、1日中の待機となりますので、それを12時間、土曜日とか日曜日ですね、1日待機した場合は2回分の支給とする形としておりますので、それで12時間に1回という根拠でやっております。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　すいません、ちょっと僕の理解が追いつかなかったので、12

時間以内だと 1000 円は出ないっていう理解なんですか。すいません、確認させてください。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。

○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　すいません、資料にも書いてあるんですが、12 時間に 1 回 1000 円支給って書いてるんですが、ただし書きでですね、12 時間に満たない場合は 7 時間 45 分ということで、これは平日の勤務時間を想定しておりまして、この時間を超えて待機した場合には、1 回分を支給しましょうということで条例のほう規定する予定しております。

○委員長（村上忠弘君）　いいですか。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。ということは、7 時間 45 分を超えたときから 1000 円が発生するという考え方だと思いますけども、先ほどその根拠について伺ったんですが、1000 円ということでありましたが、これ拘束するという縛りがある状況の中で、職員の方々も町内にいなきゃならないという中で、この 1000 円っていうところはちょっとその妥当性ってのはどのように考えていらっしゃるか、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。

○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　先ほど説明もしたんですが、1000 円の妥当性なんですが、既に国保病院の看護師のほうでも待機手当ということで、1 回 1000 円支給しておりますので、そこよりも上回るっていうところは考えておらず、同額の支給額として今回規定する考えで進めております。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　そうですね、そこの国保病院の看護師さんの部分の算定根拠みたいなものが分かると本当はよかったかなと思うんですが、そこで今この御時世で賃上げみたいな部分もある中で、この 1000 円っていうのが上乗せされるっていうところの、これは個人的な見解になるんですけど少なく見えてしまったっていうところがあるので、その辺をどのように考えるかというところなんですが、今の御答弁だとそのような考え方だということで、ちょっとそのことに関してはちょっと分かったということにしますが、今この例として公営と税務の方々というところでありますが、この拘束かける場合っていうのは、この課以外の方も対象となるのか、その辺を確認させてください。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。

○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　こちらの待機手当につきましては、緊急の事態に対応するための手当となっておりますので、今想定されている用務につきましては、こちらの 2 課の部分でしか想定しておりませんが、このほかにまた緊急に対応する事例がありましたら、その際には支給していく可能性もありますので、今現在この 2 課の用務内容しか想定しておりません。よろしくお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　すいません、緊急の対応というときに、その職員の方に待機してほしいという連絡をして、緊急っていつ起きるか分かりませんよね。ていうところでいくと、この２課の職員の方々がどこかそれぞれ用事があって、今金町内にいなかった場合というのはどのような想定をされているのか、すいません、もう一度確認させてください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　こちらにつきましては、あくまで待機命令をかけるものでありますので、事前に所属長のほうから職員をローテーションというか、予定を組んでおきまして、その職員については待機してもらうような命令をかけることになっております。その職員がもし都合が悪いのであれば、事前に変更するっていうか、ほかの職員に予定しておくような形で進めていこうと思っております。よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　すいません、私のちょっと理解が追いつかなくて。ということは、緊急に拘束かけるっていうのも、日常から、普段からローテーションが組まれているので、そのローテーションに入ってる方々は、まずこの対象になるという理解でよろしいでしょうか。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　御質問ありがとうございます。今回条例提案した待機手当の制定ですけども、これは緊急時が発生する場合を想定をして、事前に職員を待機させるっていうことなので、待機手当が支給にならない一般事務もですね、何か例えば公営住宅で火災がありました。そういうときは緊急事態です。それはもう出勤しなければなりません。ただ、そういう場合は皆さんどの課も、どの職員も出勤しますけども、この想定している２課の業務というのは、死亡でも、水道の事故でも、いつ何どき起こるか分からないから、とりあえず職員を待機しておくと、何か緊急の場合、事故が発生した場合、そして緊急の申請があった場合は、指定した職員が出勤をしてくるということで、自宅待機をしていただきたいという意味の待機手当でございますので、職員みんなですね、緊急の場合は必ず業務出ますので、それとはまた別の待機手当ということで、今回制度設計をしております。待機手当を支給しない緊急事態が起こった場合の職員が出勤した場合は、それは超過勤務手当だったり、管理職特別勤務手当だったり、違う支給対象になりますので、そこはすみ分けがちょっと違うかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。ちょっと質問変えます。８ページですけども、11 目ですね、電子計算費のこれ行政システム標準化対応業務委託料が執行残による減額になってます。1400 万減額なってますが、これちょっとこの辺の理由をお聞

かせください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。これは国の標準化システムの制度にのっとって、全国の地方公共団体が整備するものでございまして、私どもの町もですね、全ての事務が一斉に標準化に移行できるような体制を整備すればよいのですが、やっぱり業務業務でですね、システムの構築が間に合わないということなので、年度途中で業務が、システムが開始するだとか、そういったこの年度の中での開始時期ですか、それが違うということで、今回想定していた、全業務が 4 月 1 日からの移行契約から、ちょっと年度が始まってからの実施になったということの差でですね、今回執行残ということになったわけでありまして、この執行残に伴う事業は全て補助対象経費ということで、こちらのほうも減額しておりますけども、国の補助も減額するということになっておりますので、よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。ちょっと最後になります。18 ページなんですけども、財産管理費の備品購入費で先ほどの説明で AED 本体 5 台分だという説明を頂きました。これはどこに設置される予定、更新だと思うんですが、場所を分かれば、確認させてください。お願いします。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　令和 8 年度は 5 台購入する予定でありまして、設置箇所のほうが今金小学校、総合体育館、今金中学校、クアプラザピリカ、あったからんどの 5 か所になります。よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　他にございませんか。
　11 番、日置君。
○１１番（日置紳一君）　最初に 7 ページ、ここに起債 490 万追加なってますけども、この教育債、これ合計、学校給食センター以外にも入ってるんでしょうか。まずそこをちょっとお伺いします。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　こちらのほうですね、教育債なんですが、学校給食センターの改築事業債のほかに、給食センターの配送車の起債の分も入っておりますので、よろしくお願いいたします。
○１１番（日置紳一君）　金額いくらですか。
○委員長（村上忠弘君）　分かりますか。答弁調整しますか。ほかありますか。
○１１番（日置紳一君）　それ入ってるんであればいいんだけど、入ってないんだったら 6450 万に合計なってしまって、建物以上に起債借りることになっちゃうんですよね。それでまずは聞いたんですよ。1 月 9 日に 6 億 1625 万の建築費になってるんですよ。これでいくと起債が 6450 万になってて、だからどっかに使われてるのかなとまず考えたんですけども、いかがですか。

○委員長（村上忠弘君）　質問の意味は分かりますか。
11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５７分
開議　午前１０時５８分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、総務財政課長、よろしいですか。
山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　すいません。お時間を頂きました。ありがとうございます。6450 万円、補正後の額ですけども、この内訳がですね、学校給食センターの配送車の購入事業債ということで 1010 万円、そのほか、残りの 5440 万円が、給食センターの改築事業債ということになります。
○委員長（村上忠弘君）　日置君。
○１１番（日置紳一君）　分かりました。それであればいいんですけども、それにしても 490 万、今回出てきたやつ、1 月に補正をしたばっかですよね。その中でなぜここでまた 490 万が増えたのか教えてください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。以前ですね、補正予算でお願いした時期はですね、北海道との協議前だったんですよね。当初申請の額を議会提案をさせていただいて、その後内示があり、交付金が決まり、そして起債額を改めて算定をし、そして国のほうに申請をしました。増額の申請を。国のほうに予算の配分の残があったので、100％の充当はできませんけども、何割かは追加配分で、今金町の給食センターの起債として配分しましょうということがありましたので、今回、追加で交付頂いた 490 万円を追加させていただくということです。
○委員長（村上忠弘君）　日置君。
○１１番（日置紳一君）　ちょっともう 1 点だけ。これ補助金入れて、この起債借りて、その他の一般財源というのは数字出てますか。教えてください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。今ちょっと計算させていただいたんですけども、令和 7 年度分ですね、事業費 5％、これで一般財源が 100 万飛んで 1 万 5000 円ということになっています。
○委員長（村上忠弘君）　日置君。
○１１番（日置紳一君）　令和 8 年度予算の全体についてちょっとお伺いしたいと思います。一般会計の総額が約 81 億、4200 人ほどの町の中で、一般会計今回 81 億円くらいになって、起債が約 15 億ですよね。年間の支払いが 9 億、そして基金の崩しが約 6 億、こういうことでは、大変私はこれ全体を見て、大変だなと思ってんですけども、理事者の皆さんはこのことに対してはどんな感じを持ってますか、お聞

かせください。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。日置議員おっしゃるとおり、厳しい財政状況でございます。財源不足に調整する基金がですね、8 年度で 5 億 600 万円ということになってますので、前年度よりは 8400 万円ほど減少してますけども、依然と厳しい財政状況には変わりはないということですけども、実施していかなければならないものはやらなければならないので、あと、なぜこれだけの予算が膨らんだ 1 つの要因はもちろんハード事業もありますけども、やはり人件費等、物価高騰等のいろいろな委託料ですとか、消耗品ですとか、備品ですとか、あと工事に対するいろんな工事費の内訳の人件費、資材高騰ですとか、そういうものがどんどんどんどんこう積み重なってですね、予算を上げてしまったっていうのも 1 つの要因かなと思います。それは全国的なことなので仕方ないことですけども、今回給食センターと農協に対する補助が施策として、今回新たに計上してますので、それでちょっと予算が膨れ上がったのかなというふうに思いますけども、これが毎年続くわけではないんで、こういった多額の予算を計上した翌年度には一旦ですね、落ち着くだろうなと思いますけども、将来的な国営の償還もありますので、そこまで今金町としても、財政力の体力を維持できるような、財政のいろんなシミュレーションを立てながら、今後の財政の健全経営のためにやっていきたいなというふうに思いますし、8 年度になりますと、財政健全化プログラムも新たに計画策定を予定をしておりますので、そこで将来的なスパンの財政計画も議員の皆様にもお示しできるのかなと思いますので、そこでいろんな御意見を頂ければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（村上忠弘君）　日置君。
○１１番（日置紳一君）　分かりました。考え方はそのぐらいのことしか答えられないのは理解してますんで、ただね、気になるのは今回、給食センターを建てて、予算が跳ね上がるときに結構建物の修繕とかもやる予定なんですよね。だから今まで気になってたんですけども、あそこまで張り替えとか何とかする前に、どうしてそれペンキとか塗らないのかなと。そこを少しずつ毎年出すようにすれば一気に出ることないんだと思うんですよね。以前は神丘の倉庫の屋根なんて、さびてひどかったですけども、1 回も塗らないでほとんど張り替えだとか、そういうのは私が議員になってから少しずつ気になってはいたんですよね。ただ、その年その年予算が大変だから、先送りしたっちゅうのもあるのかもしれませんけども、やはりそこら辺も計画性を持って、できるだけ少ない予算のときにそれをやっていくとか、もちろん工夫されていると思いますよ。でも、結果的にそういう重なって大きな予算になってしまう。対外的にもすごく絵面悪いですよね。半分ぐらいで済んでる町村もあるんですよね。この予算、今回。その年その年で、町にもいろんなあれがあって、予算がかさむというのは分かりますけども、やはり国営までと言いながら、それは

少し気をつけながらやっていただければなと。やってもらってるとは思いますよ。でも気になるんで、一言言わせていただきたいなと思いますんでよろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　御指摘ありがとうございました。この数日間、各町の一般会計含めて予算というのは公表になっております。うちの今の規模の中でいうと少し多めだというのはもう間違いないことです。せたな町がうちより10億ぐらい多い、それから江差がうちと同じぐらいという規模なんですが、やっぱり町村によっては40億ちょっとでこなしてるところもあります。で、難しいのはですね、やっぱり今金町って福祉関係、農業関係かなりこう厚くやってきてるもんですから、何ていうんでしょうね、改善をするということでとめるっていうことがなかなかできないっていうのが現状にあります。ただ、今言われたようにですね、執行の仕方をできるだけ工夫するってのは間違いないことで、これ一般の家庭だと、何でもかんでも1回にやりませんよね、普通。この部分は我慢をするとか、あとはその部分、補修を中間でね、きちっと補修をやらないと一般の住宅の屋根とか壁も同じことですよね。ずっとやらないでいると本当に大きな金額を出さなきゃなんない。中間で、やっぱり1回やると効率も上がるということもありますので、箱物についてはですね、今回、給食センターということで前からの懸案でありましたのでここをやらせていただきますけれども、総合計画8年から、後期計画スタートしますけれども、この中での施設の直しはあるにしても、新規っていうのは基本的には私はないというふうに思っております。この間、国営の償還をし、それから令和12、13でしょうかね、今度は庁舎、消防という大きなものが入ってきますし、当然ながらその頃に計画をされる庁舎なんていうのは、役場の職員だけで使うという観点よりは、複合的な要素を入れないと、それから規模もですね、人口が減っていくということもありますので、一方でDXっていうのが進むとですね、本来は業務が簡素化されたり、効率が上がることによって、職員数といいますかね、そういうものもきちっと適正化を図るというのが本来だと思いますので、住民の皆さんの利便性ってのはもちろんあると思いますが、私も町長になってから言っているのは、やっぱり基本は健全財政ですので、ここがにっちもさっちもいかなくなるとですね、いろんなものできなくなってしまいますので、令和8年度に構築をする、改善、財政健全化というのは、少し今までよりも踏み込んだ形での計画にしたいというふうに思っております。もちろん議会の皆さんにも相談をしなければならないというふうに思っています。ただこの間ですね、いろいろ私も考えてきたんですが、団体を支援するための補助金というのは今金町はどこの町より厚いんですね。ただ、これを見直すって言っても金額的にはそんなにいかないんですよ。やっぱり日置議員言ったとおりですね、これから箱物っていうのはタイミングを見なければですね、これから下がってくるっていうことが来るのかどうか分かりませんけれども、まず足止めをするというよう

なことも観点には必要かなというふうに思っております。別件の中で今、国保病院ということもですね、どこの町も今課題になっていて、少し先延ばしをした町もありますし、改めて計画を見直すというところもありますので、予算から見ると、今、国保病院に4億超えましたので、繰入れ、これは本当に大きなことですので、4月に、先ほども言いましたけれども、町部局も交えた、財政の健全化プロジェクトってのをつくってですね、少し踏み込んだ対応策っていうのも提示をして、皆さんから御意見を聞きたいなというふうに思っております。いずれにしても、住民の生命と財産を守るっていうのはベースにあっての施設計画であり、施設運営であるということが基本でありますけれども、健全財政というのはこれ誰もが頭に入れなきゃならない事業でありますので、しっかり今指摘をされた部分については、含めて検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　質疑の途中ですけども、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１０分
開議　午前１１時２５分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、総務財政課の質疑を再開いたします。
9番向井君。

○９番（向井孝一君）　ページ数には関係ないんですけども、今年に入って緑町の町営住宅で火災が起きて、死亡したり、被害こうむった人たちには臨時会の中で条例に従って見舞金を出したわけですけども、あのあとの建物の処理、あるいは、新しく建て直すっていうような予算化があるのかなと思ったら何も載ってないんでね、その方向性についてまずお聞きしたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。今回当初予算では計上はできませんでした。なぜかというと1月の火災でありましたので、当初予算のほとんど編成が終わっておりましたので、そこで追加で出していくってのはなかなか難しいというのは、まず御理解頂きたいと思います。今後のスケジュールですけども、火災をした棟ですね、には今後ですね、取壊しをさせていただきたいという考えを持っております。東側の4戸の部分だけです。西側の4戸分は切り離してそちらはそちらで存続させておいて、火災があった棟を令和8年度中にですね、解体をしていきたいというふうに思っております。それはいずれかの補正予算でお願いする場面があるのかなと思います。その後ですね、新築するために建て替えするための設計費だったりとか、工事費の予算だったりとか、そういったもろもろの予算については今後のいろんな状況を考えながら、いつ提案するのか、あと国の補助金の配分もありますので、その辺も、国や北海道に要望する時期もありますので、その辺はち

ょっと流動的になりますけども、まずは、取壊しをし、建て替えをするという全体的なスケジュールは持っておりますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（村上忠弘君）　向井君。
○９番（向井孝一君）　この中にもございました、町営住宅の賃貸料金が大分減ってるようなんですけども、現実的に今空き部屋っていうのはどの程度あるのか。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。今町営住宅と、特公賃という住宅あるんですけども、うちで管理をしている戸数の総数が 274 戸でございます。そのうち入居戸数が 208 戸です。空き戸数において、政策的にここはもう直せません、建て替えはしません、取壊ししますという住宅がありますけども、この部分が 66 戸あります。こういった状況でございます。よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。
ほかにございませんか。
6 番、岸徹也君。
○６番（岸　徹也君）　2 ページ、ちょっと 1 点だけ確認をしたいと思います。待機手当、これの全体的なこの財政規模っていうのはどのように試算をされているのか、数字として押さえてあるんであればお示しをしていただきたいと思います。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　御質問にあったお答えなんですが、待機手当としまして、水道施設のほうにつきましては、平日の時間外と土日祝日で想定して、24 万 8000 円、あと戸籍のほうにつきましては、12 万 4000 円のほうで令和 8 年度の予算に計上させていただいております。
○委員長（村上忠弘君）　岸君。
○６番（岸　徹也君）　分かりました。この 2 ページに載ってる例の 2 つの課、これが一応例として改正の理由として載ってるわけなんですが、先ほど同僚議員の質疑の中では、全庁的な、その可能性のある、緊急的な課が、出動しなければならないような課があれば、そこも当てはまるんだというような答弁もあったかと思います。例えばくらし安心課、こういったところなんかは、事前に台風の進路状況というのも見えてるわけですから、想定して待機なんていうこともあると思います。新年度においては今 2 課の想定の人件費手当分という話でしたが、それ以外の全庁的な部分も網羅した、新年度の予算というものは特に今回は入れ込んではいないと、そういう理解でよろしかったですか。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長補佐、竹内君。
○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　岸委員の御質問のおっしゃるとおりで、今回の予算につきましては、この 2 課の用務分しか計上しておりません。よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　次に、まちづくり推進課より説明願います。

まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中崇君）　（まちづくり推進課長朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長補佐、佐藤君。

○まちづくり推進課長補佐（佐藤直樹君）　（まちづくり推進課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ここで昼食のため午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５７分

開議　午後　１時００分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き会議を再開いたします。休憩前にまちづくり推進課より説明が終わっております。

説明に対し、質疑があればお受けいたします。

岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　9ページの１番下、18節、ここに中小企業経営改善普及事業補助金というものがありますので、ちょっとこれどのような補助金か紹介していただければと思います。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。町内の中小企業、あるいは個人事業主の方々の事業活動につきまして、経営改善ですとか、そういった支援、指導を行っている商工会に対する補助金事業でございます。

○委員長（村上忠弘君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　これは商工会に対して、これほぼ毎年計上されてるものだと私も認識をしております。簡単に言いますと、先日の新聞報道でもありました、労働局に絡んだ助成金に対して、元商工会の事務局長が逮捕されたということが大きな問題となっておるわけです。私が直感的にこれを見たときに、そういった団体に対して町は補助をするんだと、これも継続してするんだなというふうに思ったわけですね。まず確認なんですけれども、個人の刑事責任と団体の補助金交付の適格性です。これは制度上、別の問題であると、私はそう考えるわけですけれども、町として、担当課として、どのような基本的な認識を持っているのか、お知らせ頂きたい。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。今、委員おっしゃってい

ただいたとおり、町としても、そこは別なものだと。あくまでも個人が行ったことと、その組織との関連性といいますか、そこは別に考えて差し支えないというふうに思っております。

○委員長（村上忠弘君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　補助金の交付規則上、団体の適格性というものは、事業目的との整合、また適正な経理処理体制、事業の遂行能力、こういったもので判断されるというふうに理解をしております。今回の事案を受けて、町は、担当課は、当該団体の経理の統制体制、経理の体制に対してどのような課題があったと分析をしているのか、また現在はどのような改善措置が講じられているのか、具体的に示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（村上忠弘君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今御質問の件でありますが、先ほど担当課長が申し上げたように、適格性ということに関しましては、現段階においては、今回のいわゆる逮捕に至った案件と、それから団体の運営上の部分については切り離して、まずは今考えるべきかなというふうに思っているのが、先ほど課長が申し上げた答弁の内容であります。今回の件で１番大きく関わってくるのが、事案に対して、組織的な関与があったかどうかってのがまず 1 つ大きなところかなというふうに思っております。そこのところは、今のところはそういったことに該当する事案ではないということが、今の段階では言えるかなというふうに思っております。

それから、もう１つは今委員がおっしゃっていただいたように、いわゆる内部統制ですか、事案は個人が意図をもって行ったことでありますけれども、そのことに対して、いわゆるその団体組織として、どのように統制がとれていたかというところが、次の問題なってくるかと思うのでありますけれども、そこのところは今、直接商工会のほうと役場のほうとで確認行為というのは今はまだとれておりません。事案がですね、これまでも申し上げてるとおり、非常に複雑な中で行われていることもあってですね、いわゆる捜査がまだ終結しておりませんので、そういったことも踏まえながら、今後、必要な確認行為をしていくことになるのかなという考えというのが現状です。

ただし、町の補助金の交付に関わっては、もうやれるところは手をつけましょうということの意味合いでですね、町から交付をしている補助団体のほうには、いわゆるその事務検査の体制について見直しをし、強化をして、今もう既に取り組んでおりますので、そのことについて各団体のほうにも、これ全ての補助金の交付団体ですけども、そちらのほうにも周知をさせていただいて、適正化に向かうような、それぞれの取組を進めていただきたいことも踏まえてですね、周知をしてきてるような、今状況にあります。そういった中で、今回のケースも継続して、適切な運用がされるよう、補助金の活用がされるようにしていくべきことなのかなというふうに思っております。それから今回の、ただいまの予算に上がっております、中小企

業経営改善普及事業補助金、これの使途、目的については先ほど担当課長からもありました。町内にある、いわゆる会員企業を中心とした事業者の健全経営が維持されるように、いろいろそこを指導していただく場面がありますけれども、そこのところにですね、支援を頂くための補助金だというふうに思っております。このことは強いて言えば、町全体の経済活動を支えていただくために、必要な支援だというふうに思いますし、そのことを担っていただいているのが商工会の１つの役割でもあるかなというふうに思います。

それからもう１つは直接その事業者に関わるだけではなくて、地域のまちづくりというんですかね、そういう地域振興につながるような活動も頂いております。ある意味公益的な活動になっていただいてるというところもありますので、そういったところとの見合いもですね、当然この後、出てくるのかなというふうに思いますし、それから町の補助金も当該団体には入っておりますけれども、道の補助金も頂きながら、同じく地域の活性化を担っていただくという意味合いのものもありますので、そちらのほうとのいろいろな整合性なんかも当然考えた上での判断になるんだなというふうに思いますので、もしですね、今回のケースがいわゆる商工会に対するいろんな支援のですね、事に影響が出てくるとすればですね、それはちょっと高度な判断になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこの場面だけ捉えるんじゃなくて、少し全体的にとらえた中でですね、総合的な判断が必要な事案になるんだろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　ちょっと同じような質問になるかもしれません。かみ合わない部分もあるかもしれませんが、先ほどの副町長の答弁でも、大分議会側に対して、牽制するような雰囲気を持った答弁とも受け取られる内容だったので、私も構えながら質問をしたいなと思いますけれども、個人の刑事責任と団体の適格性というものは分けて考えるべきです。これはもう先ほど言ったとおりです。しかし、この統制体制に構造的な問題があったのであれば、補助事業遂行能力は再検証されるべきです。町は当該団体の経理統制体制をどう評価しているか、現在どのような改善措置を講じているのか、これは最初に少し聞いてる部分でもあるんですけれど、例えば、外部監査を導入するであるとか、複数の決裁体制にするであるとか、そういったものを条件付で補助を継続する、こういった考えをまずどうなのかというところをもう一度お聞きをしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（村上忠弘君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　いろいろ御懸念のことがあってですね、今こういう御質問かなというふうに思いますけども、今いただいたような具体的な、例えば外部監査のことですとか、ここについては申し訳ないですけど、自治体がですね、権限の及ぶ場面ではないので、そのことを条件にしながら、例えば補助金の交付の要件につなげていくだとか、いうところについてはかなり限界があるのではないかなという

ような感触を受けております。商工会に関して言うと、いわゆる上部といいましょうか、指導機関的な意味合いでは、北海道商工会連合会というところがあってですね、今回の件につきましても、今金町商工会からの要請があって、内容の内部調査なんかにも入っていただいておりますんで、その中でいわゆる内部の体制的なところのお話もあったのかもしれませんが、具体的なところは承知しておりませんけれども、そういったところからの指導があって改善につながるというのがまず第１かなというふうに思っております。

ただし、今金町も補助金を交付するにあたっては、当然、使用使途にかなった適正な活用がされることが前提でありますから、その上では先ほど申し上げましたけれども、申請の段階から、それから実際年度が終わって、事務が整理をされて、実績報告が出される段階まで、適切に補助金の管理、運用してくださいということのお願いと、それから実際の調査内容につきましても、今までよりも、先ほど申し上げました、見直しをしたり、点検項目を増やしたりしながら、今行っておりますんで、そういった体制の中でですね、商工会だけではありませんけれども、ほかの補助団体、交付団体につきましても、必要な指導をしながら、適切な補助金の運用管理に努めていくというのが基本的な姿勢なのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　６番、岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　今回これで問うてることっていうのは、個人がどうのっていうことではまずありません。個人の責任とかそういうことではなくて、補助金を預けるに足る団体であるかという部分を問うているわけです。いわゆる統制体制、こういったものが現在確立されているのかという部分です。改善が確認できないまま漫然と交付を続けているようであれば、町の管理責任の問題にはなりませんかという話なんです。最後いかがでしょうか。

○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　副町長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、まず１番最初のこの事例を発見したのは町ですから、町の担当課の事務検査で発見をして、まずは文書によって、経過と経緯を提出をしてくださいというのがきっかけでした。今岸委員がおっしゃってることも十分分かります。で、商工会だけじゃなくて、この案件が出てから、まずうちのほうの補助の点検体制というのも再点検、もちろん課長会議でもやってますし、各職員のほうにも通達をしていますし、それから事務検査も厚くしていこうということを基本にやってますけども、そのタイミングとしては今言われたことってのは必要なことだというふうに思います。今起訴されれば、私がいう１つの節目が来るというふうに私は思ってますので、同時に説明してますように、返還命令というのを出します。この返還命令というのは、不適切な補助金を返してくださいということですが、このことにまつわる事務的なことだとか、いろんなことも当然、指導するわけです。もう既に取り組んではいてくれ

てると思いますが、改めてそのことは確認をしなければならないなというふうに思っています。1 番最初に返還命令出したほうがいいという御意見がありましたけど、それも１つの御意見ですから、間違っているというふうには私は思いません。ただ、先ほど岸委員も言ってたとおり、個人のものとそれから組織的なものというのはちょっと別だということですよね。多分うちの町の経理を通っての補助金ですから、交付先のほうが例えば、組織として不適切だということであれば、多分、申請時点でうちのほうに確認だとかそういうものが来るというふうに思いますけれども、その点については直接ありませんけれども、町として返還命令を出すときには、今後についてというようなことの、うちのほうからの指示もしますし、それから一定のものの在り方みたいなね、提出をしてもらうということは当然ながらやらなければならないことだし、付属していることだというふうに思います。ただ組織がどういうふうにやるかってのは、これ組織がしっかり考えなきゃないことですし、組織は組織で理事会とかいろんなものがあるというふうに思ってますので、うちがそこまでどうこうって言いませんけど、とにかく大きな事案でありますから、個人は個人の中で法的にありますけれども、もう１つはやっぱり組織として襟を正すというか、それからうちもそこへ補助しているわけですから、うちのほうも襟を正すというのはこれ間違いなく必要だろうというふうに思ってます。

○委員長（村上忠弘君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　質問変えます。7 ページ、12 節委託料、ここでちょっと１点ほど、聞きたいと思います。いわゆる先ほど担当課からも説明もるるありました、森林資源を活用した地域商社構想、こういったものになってくるんだと思います。理念には賛同いたします。しかし、収益構造、こういったものが明確に見えない。行政依存型とならない設計でなければならない。人材確保の現実性、この 3 点は私は慎重に設計しなければ、将来の固定費の増大の要因になる懸念となるのではないかと心配をしております。今、私がぱっと言いましたけれども、担当課で答えられる部分だけでも構いませんので、収益構造の明確化、行政依存型とならない設計、人材確保の現実性、このあたりの答弁をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　１点目の収益構造の明確化についてでございますが、今回常任委員会資料でも提示をさせていただきましたけれども、本年度において検討会、分科会等で議論をして、次年度以降に向けた方向性を今回お示しをさせていただいております。まだ具体的にどういうようなことで収益を確保していくか、どういう方法で収益を確保していくかということについては、これはまた令和 8 年度に入ってからも引き続き具体的な協議が必要になってくるかと思いますので、今現時点で具体的な、こういうことで収益を確保するというような答弁はできないかなというふうに思っております。それから行政依存型にならないようにと

いうことでございますけれども、例えば地域商社が設立した後において全く町費がそこに投入されないかというと、そうではないかなというふうに思っております。この 3 年間で今支援事業ということで、6000 万円弱の委託料の拠出が予定されておりますけれども、設立後においても、例えば今 8 つの柱の 1 つにあります、町外 PR ですとか、移住促進というところにも今、地域商社が担うべき役割ということでの整理がされておりますが、こういった取組は、本来、行政が行うべき事業領域かと思いますけれども、そこに外部の見識ですとか、詳しい情報を持ち合わせている方がその業務に携わることで、より促進効果が得られるんであれば、それに対する行政支出というものは考えられるというふうに思いますし、そのことが決して行政依存というふうな受け止めはしておりませんけれども、そういった要素、要因も含まれているかなというふうに思っておりますので、その点で御理解頂ければというふうに思います。当然ながら、設立後においても、行政からの拠出が毎年多額にならないようにというのは、当然のことながら考えていかなければなりませんし、地域商社がある程度自走できるような収益の確保については、次年度も十分検討してまいりたいというふうに考えております。それから 3 点目の人材確保の現実性につきましても、これは実際には、この地域で様々な、林業だけに限らず、事業活動を行うに当たっては、他の産業もそうかと思いますが、慢性的な人材不足ということが町の課題として挙げられているかと思います。そういった人材を確保しなければ、この地域で様々な事業活動を行うに当たっても、まずは人の確保だろうというところが、この事業の肝になるかなというふうに思っておりますので、これについては、今、間違いなく人材確保できますよというようなお約束もできませんけども、当然そこに向けて様々な知恵を出し合いながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、委員が今求められている具体的な方策についてはちょっと申し訳ありませんが、ここで回答はできないということで御理解頂ければと思います。

○委員長（村上忠弘君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　質問変えます。5 ページ、寄附金、いわゆるふるさと納税の全般だと思います。8 年度においては 1 億 1000 万ということですね。以前ですね、やはり、この令和 7 年度においては「ふるさと納税 2.0」ということで、担当の職員が一生懸命やってるわけです。2.0 にどうも届かなかったようですが、しかしこれは数年前から比べればもう何倍にも増えてるもので、大変感謝もしているところではありますが、2.0 を掲げていながらも令和 8 年度は今度ちょっとそのトーンがダウンしているようにも映るわけです。せたな町とも半島関係で米を使った面であるとか、こういった返礼品なんかもつくられておりますしね。返礼品の量によってその額というのは、量とか物によって変わってくるのかもしれませんが、予算規模では当然 1 億 1000 万という額が出てるわけですけれども、町長、やっぱり 2 億、2.0 を、まずやっぱりそこはもう目標としてまた 8 年度もいくんだと、全職員で頑張るんだっていうそういう強い言葉を頂きたいと思いますけれども、いかがでしょ

うか。
○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。
○町長（中島光弘君）　ありがとうございます。ちょっと関連で先ほどの林業の６次化のことでちょっと私も補足をしたいと思いますが、まさしく言われたとおり、その辺が見えないとなかなか安心ができないというか、ちょっとこう先が見えないっていうのありますから、当然令和８年度はそのことを詰めるというふうに思っております。それから、製材所をつくるだとか、機械を買うだとかっていう発想はしておりません。というのは、今、森林組合のほうにうちのほうでこの間助成をして整備したものもありますし、それから民間の会社のほうが持ってる山林のほうの維持管理をというようなこともありますので、その辺は総合的に考えていきたいというのと、総合商社そのものにはですね、できればうちの町で今抱えている、先ほどおっしゃったように、人材の確保だとか、定住だとか、いろんなことをですね、ハブって言ったらおかしいですけど、そこが中心となっていろんなところへつながれるような機能を持たせたいっていうのも１つはあります。その中に例えばふるさと納税の拡大とかっていうことも、そこの中に機能少し持たしてお願いをしたいなというのも考えておりました。
　委員がおっしゃった2.0消えたわけじゃなくて、今年度、職員ももちろんですけれども、私もできることはみんな動いての今、大体１億5000万ぐらいかなというところでありますんで、これはずっと目標です。多分2.0達成したら3.0になるかもしれませんけれども、目標はですね、しっかり持ってやりたいと思ってますが、今のやり方でいうと１億5000万ぐらいが実際は限界かなと思います。例えば、今回お米の需要があったりというのも１つですし、それからポイントの関係で10月前でしたかね、ポイントの関係で駆け込みでというようなこともありましたので、そのことを考えると、ものになるような加工品というのも、先ほど言われたようにここを少し売り込んだりしていかないとですね、既存のものであとプラス5000万というのはかなり厳しいかなと思ってます。今年の少し要因としては企業版ふるさと納税が若干去年から見ると減っています。一般のほうは増えています。ちょっとその辺の兼ね合いもあるので、新年度ですね、改めてそういうような視点でやっていきたいというふうに思いますし、可能性を探るということでは、うちのほうに来て、例えば海産関係の工場を持ちたいよっていうような話があれば、そういうことも対応したいと思ってます。ただ、これは原点にあるのは、施設を建てたり、機械を新たに買ったりということでやろうということは思っていません。それっていうのはなかなかこれから難しいことですから。ただ、いろんな今の状況の中で、うちのほうは海産物ってのは無理ですから、そういう加工場もないですから、その辺が海の町との連携の中で、うちの町にそういう工場いいよというようなことが整えば、そういう可能性も８年度は探っていきたいというようなことも思っておりました。ただ、皆さんのほうにまだこうだっていうはっきりしたものは言える段階でありま

せんけれども、この間いろんな町ともですね、物品の購入なり、いろんなことをやってますので、そういう意味ではそういうことに参画をしてくださるというような会社があればですね、可能性についても検討したいなというふうに思っております。結びになりますけど、2.0 は間違いなく目標にあることですので、職員も、私たちもですね、しっかりそれに向かって頑張っていきたい。ただ方法は少し考えていかないと厳しいなというのがありますのでそのことも含めて答弁をさせていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。

他にございませんか。

9 番向井君。

○９番（向井孝一君）　2、3 質問いたしますが、8 ページにあるあったからんどの長寿命化の工事の関係で、2、3 か月近く休館するっていう説明があったんですけども、この間利用者には非常に迷惑かける事案だなというふうに思ってますけども、その間、前の利用料金に下げるっていう方法を検討していただけないでしょうかね。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。今委員おっしゃっていただいているのは、休業期間中の他の温泉施設の入浴料の金額をもとにということの御質問かなというふうに思います。2 か月から 3 か月間あったからんどを休館させていただくという運びになるかと思いますので、その期間中御利用頂いてるお客様には大変御不便はおかけすることになるというふうに思いますが、これまでも中長期的な休館が生じたときには、代替ということで種川温泉の御利用を、足の確保をさせていただきながらの対応をしておりますし、今回も同様の対応をとらせていただこうかなというふうに考えているところで、そのことで利用されてる方の負担の軽減といいますか、町としてはそういった足の確保させていただければというふうに考えておりますので、今現時点で利用料金を元に戻すといいますか、少し軽減するというような考えは持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　これだけ長く今まで閉館をしてっていうのなかったですよね。せいぜい 1 か月くらいが 1 番長くて、それが 2 か月 3 か月っていうのはなかったのでね、やはり、町民の皆さんにサービスするっていう気持ちも行政側として示すっていうのが必要かなというふうに思うんですよ。財政的にはそれほどの金額ではないと思うんですね。50 円さがったからって。やはりその辺は町民サービスを町としても考えてますよっていう姿勢を示していただきたいなということでそういう要望したわけです。検討するか否かは分かりませんけれども、私はさらに強く要望したいというふうに思っておりますけど。

○委員長（村上忠弘君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　要望ということですので、そういう御意見があったという

ことの受け止めをさせていただきたいというふうに思いますけれども、基本的に種川温泉、それからあったからんどもそうですけれども、公衆浴場という制度の中で、料金体系決めさせていただいております。物価統制の額がありますので、そのことに応じて、これまでも料金改定してきた経過があります。ですので、臨時的であってもですね、ある程度の基準を持ちながら運用していきたいというふうに思いますので、先ほど担当課長申し上げたように、今のお話を頂くまではですね、そういった考えはなかったということは現実でありますけれども、一応そういう根拠を持ちながら、料金体系のほうは運用していきたいというふうに思っております。ただし、確かに長期間にわたりますので、いろんな意味で足を確保するとはいえですね、御不便をおかけすることはこれ間違いありませんので、ちょっと違った形のですね、還元の仕方というのは、考えることができるかなというふうに思っております。これはあったからんどがその場面になるか、それから種川温泉がそのままになるかちょっと分かりませんけれども、少しこう検討の機会は頂けたらなというふうに思っておりますので、1 例で言いますと、先般あったからんどのほうでは、終日イベントを組んで、その日は温泉入浴料を無料にするとか、というようなことの還元の仕方がありますので、日常的なあったからんどの利用者に限定するんじゃなくて、町民の皆さん全体にですね、利用促進できるような、あるいは、温泉のそういった存在を改めてこう認識していただけるような、意図を持ちながら、そういったような還元の仕方というのは、検討することが可能かなというふうに思いますので、今の具体的に云々って話ではありませんけれども、頂いた御意見を参考にしながら、少しこう研究をしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　質問を変えます。10 ページのプラザ 21 の指定管理料なんですが、これも例年どおり 4700 万という数字なのか、それと以前から申し上げてますように黒字が出た場合に、全部指定管理者に渡すというのは、町民の今後を考えたときに理解がなかなか得られないのかなという気がしますんで、やはり 50％は町に戻してもらうっていう、そういう協議をするっていうふうに以前課長答弁した経過があるんですけども、その辺についてどうですか。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　今、プラザ 21 ということでお話し頂きましたけども、恐らく観光施設の指定管理のお話かと思いますので、それを踏まえて答弁させていただければと思います。令和 8 年度の指定管理料につきましては 4700 万、令和 7 年度と同額で予算の提案をさせていただいております。以前、向井委員からの御質問にもありましたけれども、指定管理者を決めさせていただいた後にティティエヌのほうと令和 8 年度以降についての指定管理料について、数回にわたる協議をさせていただいたところであります。この直近、令和 6 年度までについては、金額のばらつきはありますけれども、結果として黒字の決算をされていたというと

ころは、委員おっしゃるとおりでございます。今御指摘の黒字分についての扱いについては、私もそこを、例えば返還頂くというようなことを約束した発言はしてないかと思いますし、以前にもお話ししましたけれども、指定管理者において、様々な、例えばセンターハウスの畳の張り替えを指定管理者において実施していただいたりですとか、直近で申しますと、先月の 28 日にクアプラザピリカ主催のイベントも実施されてます。これは町費の投入なく、指定管理者の努力で実施をしていただいたということで、その点の感謝も持ってますけれども、そういった企業努力もしていただいているというところもぜひ御理解を頂ければというふうに思っております。その上で令和 8 年度の指定管理料につきましては、令和 7 年度まだ最終的な決算迎えてませんけれども、今年度につきましては、電気料ですとか、そういった物価高騰の影響でここ数年に比べますと、売上げ自体は横ばい、もしくは微増ではあるんですけども、経費のコスト増が例年よりも相当伸びてきております。結果的にちょっと黒字になるか赤字になるかというところが、ちょうどボーダー、もしかすると赤字決算になるのかもしれませんけれども、令和 7 年度については、そういうような経理状況になっております。そういったことも踏まえますと、来年度、物価高騰が恐らく続くだろうということを想定しますと、4700 万というところが妥当なところかなというふうに、双方で協議の上合意に至ったということで、令和 8 年度については 4700 万を提案させていただいてるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　今のお話はね、あくまでも黒字が出たときの場合です。赤字が出ましたからって、委託業者の人たちに負担しなさいってこと言いませんよね。それを言ったら受ける人いなくなるわけでしょ。ですから、プラスが思った以上に出た場合については、50％は町のほうに返還するということをきちっと定めていれば、私は赤字のときには何も言わなくても町が持つわけですから、それはそれでいいと思うんだよね。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。これも以前に答弁させていただいたかと思いますけれども、黒字が出たら返していただく、赤字のときは補填するということは、原則、そういうような対応はとりません。基本的に今年度この指定管理料でということで双方合意をした後に、結果として赤字になった場合は、それは指定管理者のほうが御負担を頂くということで、そういうような基本協定の内容になっておりますので、赤字になったときだけ補填するというような考えを持っていないということで御理解頂ければと思います。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　ちょっと理解に苦しむとこもあるんですけど、別な質問になります。先ほど同僚議員のほうからも質問ありましたけども、森林資源の活用、木

材の 6 次化事業について質問させていただきます。令和 8 年度も約 2497 万、令和 6、7、8 の 3 年間トータルすると 6000 万近い金額がここに委託料として出すわけですよね。しかも、東京から委託されてきてる職員が常駐してる。ところが、何を仕事をしてるのかっていうのは全く見えてない。そういう状況です。それとここに掲げてある課題っていうのは全く大きな課題ですよ。これをね、現実的に例えば 1 番、2 番、3 番、4 番と、4 つ課題として挙がってるんですけども、これは、非常に難しい話だと思うんだよね。要するに、先ほど町長のお話もあったように町が何か機械を持ってやる事業ではないっていうふうに言っておりますんでね。本当にこの事業を見て、山が好きで、そういう人が現れれば 1 番いいことなんだけども、私は林業っていうのは、本当にそんな甘いもんでもないし、私も前にも言いましたけども、全道の林活の役員もやっていろんな情報を持ってます。その中で、例えば白糠とか、下川町だとか有名なところでさえも林業だけとらえてっていうことは厳しいという状況にあるってことはっきり言ってますんでね。私は本当に 6000 万に対する費用対効果っていうのは、どうなんだろうなっていうふうに非常に疑問に思ったんですけども、それでもやるっていうことですから、令和 8 年の結果がどういうふうになるかっていうのは非常に心配なところでございます。その点について再度答弁お願いします。

○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　せっかくですから、1 つ前の質問をちょっとお答えさせてください。すぐ次の質問されたんで、ティティエヌコーポレーションの指定管理の関係で、前も同じような指摘頂きましたけれども、私は今金町のピリカスキー場で今まで指定管理をされたところで、これだけ自腹を切ってっていうか、収入を地元に充ててくれてるというのが初めてだというふうに思います。先般の美利河のホワイトナイトという新しい事業も総事業費約 60 万近くかかってますけども、これも指定管理側で全部持っております。しかも、新しい事業ということで、社長御夫妻家族が実際に来ています。この事業いい事業だねということで毎年やりたいねということも言ってくださってます。それからキャンプ場の 1 番大きなロゴスコーポレーションというのがあります。キャンプのいろんな施設やってる、そことの紹介で結びつけて提携をしてくれたのもティティエヌコーポレーションです。ですから、指定管理と町側っていうのは信頼関係の上でやっていくことなので、私として黒字の半分を返してくださいっていうような言い方は少し矛盾があるというか、できないかなと思ってます。もちろんティティエヌ側も赤字にならないようにいろんな企業努力をしているということですから、この信頼関係がベースにあるということをですね、ぜひ、それからレストハウスの 2 階もティティエヌのほうで増設をしたりしてくれてます。私はこんなありがたいパートナーはないというふうに思ってますので、黒字化が続くのが 1 番いいと思いますし、大きな黒字が出ればそれなりの還元をしてもらうということは、社長との話は可能ですので、ただその 2 分の 1 を返す

とかっていうルールってのは、少し矛盾があるかなというふうに思ってますので、そういうお話が出たってのは間違いなく伝えようと思ってます。

それから、林業の 6 次化の話ですけれども、向井委員のほうは全道の役員もやってですね、先進の事例も知ってるというふうに毎回言われて、林業が難しいというのは私も毎回聞いてます。難しいと思います。ただ、国がこの事業にゴーをしてくれてるのは、これから必要な事業だということです。それから檜山振興局もこのことを認めてくれてます。ですから、慎重に、しかも先を見据えながらやりたい。これは一歩踏み出さないと始まりませんから。なおかつ、このことの業務をしてもらうのに、中心になるのに道の派遣職員が 1 名来ます、4 月から。それだけ町としてはそのことにかけるって言い方間違ってますけど、そこにこれからの課題をうまくマッチングできるように取り組みたいんです。例えば、何て言うんですかね、すぐこうだから駄目なんじゃないかっていうとですね、何も施策的に打たないとですね、人口減少、それからいろんなふうになっていくわけですから、その待ってるということは、私はもう待ったなしだと思います。ですから、事業推進に当たってはですね、当然森林組合も山一さんもあります。ここの分野が重なるようなことをするわけがないし、するつもりもありません。もちろんここに両方の組合長も入ってますし、社長さんにも来てもらって、懸念があるんであればどうだろうというようなやりとりも分科会とかでやってもらってます。全く関係のない農協だとかいろんなところに来てもらって、第三者の視点からこの事業の意見も聞いています。課題はあると思います。でも、しっかりやっていきたいと思います。このことで例えばですよ、私のお願いとしては、いろいろやってるところありますけれども、養護学校の卒業生の就労場をつくってもらいたい。それから農家の出面さんもいないじゃないですか。農協のほうも高いお金出して引っ張ってますから、そういうような人材の課題もそこのハブ機能を持ってですね、やれるようにしたいというのが、私の願いなんですよ。ですから、これ確かに町の課題です、全部。これを商社としてやっていくってのは簡単じゃないかもしれませんけれども、これが例えば行政だとこうはいかないんですよね。ここのお願いをしているところってのはすごく全国にネットワークも持ってますし、今現在もニセコで森林関係のやってます。ニセコはニセコで課題がある中で一生懸命やってもらってますけども、私は逆に向井委員の持ってるネットワークがあるんでしたらぜひ教えていただきたい。それからこういうような形だからこれを気をつけろというような、そういうふうなことでお願いできないでしょうかね、心配だ、それからうまくいかないぞだけではですね、なかなか私たちもですね、1 番知っておられるっていうんならぜひその辺のですね、アドバイスとか資料提供頂ければというふうに思います。私自身もいろんな先進のところとのやりとりをしています。どこの町も最初は大変なんですよね。山があると言ってもですね、例えばうちはトドマツですからね、1 番多いのは。トドマツをどう活用していくかってやっぱりこれ専門の人たちの意見も聞かなきゃならないですし、山を

守るということは農業も守るというふうに私はつながるというふうに思います。やっぱりこの水の管理だとかいろんなことにつながっていきますし、それから森林がお金を生むって言ったら変ですけど、Jークレジットだとかね。それから、イノベーションだとかっていうことで、例えば空き家を対策としてのときにどう木材を使っていくかだとか、いろんな課題があるわけですけれども、そこをこの総合商社の中でぜひやっていきたい。向井委員言ったように肝になるのは人材ですから。ここを本当にこの町でやってみたい、挑戦してみたいっていうのをですね、先ほど言いました、DAO というところがそれを専門にやってる。これも国とつながっている会社でありますから。こことも力を合わせて人材の確保に努めていきたいというふうに思ってます。不安がたくさんあると思いますけれども、ぜひ下支えというか、応援していただければありがたいですし、どっか紹介していただけるんなら、うちのほうの職員もそこ行って勉強してくるつもりはありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。

他にございませんか。

1 番苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　まずですね、12 ページからお伺いしたいと思います。地域おこし協力隊 DAO についてちょっと伺いたいと思います。まず地域おこし協力隊 DAO、今その事業スキームを見てるんですが、協力隊が町内にまず来るという前提、人がまずここに入ると、今金町に入るという前提で考えてまずよろしいのか、そこをお聞かせください。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。委員おっしゃっていただいたとおり、地域おこし協力隊として 1 名町のほうに常駐する、来ていただいて、ここでの活動を拠点としていただくと。ただし、その勤務形態等につきましては、例えば月曜日から金曜日ずっと役場にいるのかですとか、そこは少しフレキシブルにというか、柔軟性を持ちながらになろうかなというふうに思いますので、例えば週 3 になるですとか、そういったところはあろうかと思いますが、基本的にはこちらに住所を構えて活動していただくということで御理解頂ければと思います。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。まず協力隊でこちらに来ていただける方がまず見込みとしているという前提で、まずお伺いしますが、どちらかというとこの町の課題をどういうふうに吸い上げて、それを地域、自治体外メンバーと呼ばれる方々にそれとマッチングさせていくかということが重要かなと思ってまして、ここで言う自治体内メンバーですね、課題共有とか、その課題の吸い上げっていうものは、どのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。まず委員おっしゃっていただいた、そういう人材がいるということの前提についてでありますけれども、まず今回も予算要求させて提案させていただいているのは、そういう人材を確保する業務を事業者に委託をします。まずそういう人材を募集し、確保していただいて、今金町に送り込みをしていただき、その方が中心となって、今おっしゃっていただいたような地域内外のメンバーと課題を共有し合いながら、どういう対策を講じていこうかということを取り組んでいく、スキームというか、流れになります。まだ現時点において、地域おこし協力隊として来ていただく方が、この地域の課題をどう把握されているのかというところについては、まだ実際にどなたが来ていただけるかということもまだ何も、予算が通ってないもんですから決まっておりませんので、これは議決賜った後にそういった募集業務が開始されるということで御理解頂ければと思います。そういう段階を踏みながら人選が決まれば、その方と、加えて、そういう人材を確保頂く事業者さんと町の課題についての共有をしながら、具体的にどういう取組をしていき、テーマは関係人口創出ということでございますので、先ほど町長も言ってましたけどもその中には、ふるさと納税返礼品のメニュー開発ですとか、そういったことも含まれるかというふうに思います。こういった課題に対して様々、どうしてもその地域の中だけで解決をしようと思うと、限界があったりということもあると思いますし、地域外に目を向けたときにはそういった専門的な知見を有してる方もいらっしゃると思いますので、そういったところをデジタルのコミュニティを活用しながらつながっていき、課題解決につなげていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっとこの質問は最後にしたいんですが、この質問に関しては。基本的に地域おこし協力隊として、町が要望する人っていうのはこのスキームからいくと、つながりがより多い方だというふうに認識をするんですよね。なぜかというと地域外メンバーにこの町から吸い上げた課題を地域外メンバーに振ることで、課題解決の糸口を探すというふうなスキームに見えますので、その辺でいくと、今金町が求める人材というものは基本的に特化した専門性じゃなく、いかにその振り幅の広い人材、知っている人とか、持っている人っていうふうなことになるかと思うんですが、その理解でよろしいか確認させてください。

○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　まさしくそのとおりでいいと思うんですよ。振り幅のお話しましたけど、私はこのことで町のいろんな人たちとつながってですね、これ地域の人たちも同じような感覚を持たないと、地域おこし協力隊と町だけが旗を振っても進んでいかないことでありますから、ここの前提で、地域課題っていうのをまずしっかり代表の方がそのことを把握をして、全国発信をしてくれるというのは私は１番だと思ってますし、それから何といってもですね、やっぱり財政が都度都度かか

るというよりは、基本的には特別交付税の中で賄っていけるという、これは私たちとしてはすごく大きなことで、これをやっぱりチャンスに使わなきゃなんない。で、地域おこし協力隊もこれまでですね、何十人も使ってる町とですね、それから特化したことで使ってる町がありますけれども、うちのほうはどちらかというと今までは地域おこしの3年間を活用して、そこでこのまちを好きになってもらって、例えば職員になるとか、福祉に行くだとかっていうことを狙いとしてたんですけども、これからの地域おこし協力隊についてはまさしく地域課題を担当してもらえるようにというのが1番の思いだということでありますから、こないというふうには思ってませんので、どういうマッチングをしてくれるかってのが1番の楽しみですけれども、しっかりやっていただくのが1番だと思いますけども、やっぱりこれも先ほどちょっと話しましたけれども、DAOと町との信頼関係がベースにないとですね、やっぱりこのまちをどうしたいんだということをですね、私たち担当課からつながらないとですね、そこを発信してくれることにもつながりませんので、そこもしっかり取り組んでいきたいというふうに思ってます。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○1番（苅屋泰裕君）　質問変えます。次の参考資料2の地域おこし協力隊についてです。こちらは今度は事業者派遣事業ですね、になると思いますけども、進めていただきたいなという個人的にはそのように感想してるんですが、リスク管理についてちょっとお伺いしたいと思います。まずですね、事業者にこれマッチング、事業計画などの募集をかける際にですね、基本的にこの制度自体が人手不足対策ではないということを前提にまずお知らせ頂かなければならないということと、地域おこしとしての地域活性化にどのようにつながる、その時間っていうのも必要になってくるというところもありますので、その辺の認識共有というものはどのように図られるのか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。今、委員の御指摘頂いたところがすごく重要かなというふうに思っております。地域おこし協力隊制度を活用してということが、まず前提でありますので、単にいわゆるその労働力の確保のための制度ではないということは、これは手挙げを頂く事業者にも十分理解をしていただかなければなりませんので、事業所を募集する際には、そこは明確にさせていただきたいというふうに思いますし、説明もしてまいりたいというふうに思っております。

それから2点目が地域協力活動についても、これも地域おこし協力隊の制度趣旨にのっとり、そういった活動が行われるということがベースというか、前提にありますので、これも事業者にもですね、そういったことは十分お伝えをしていただいた上で、応募をされる事業所を募りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。それでですね、事業所に協力隊の方がもし仮に入った場合、その後についてなんですけども、万が一ですね、そのトラブルが生じた場合、解雇やハラスメント等によってですね、トラブルが発生した場合に、この責任というものはどこが所在になるのかというところは今のところ考えてらっしゃるのか、その辺お聞かせください。
○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。
○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。町は地域おこし協力隊員として委嘱を差し上げますけれども、基本的な雇用形態は、事業者とおこしとなられる方との雇用契約ということでありますので、議員が心配されるような案件がもし生じた場合の責任の所在といいますか、そこはあくまでも雇用契約を結んでいる双方間での問題かなというふうに思いますけれども、町とすれば、日々の活動サポートといいますか、そういった場面を通じながら、もしそういう心配の事案があれば、なるべく早めにそういう情報をキャッチしながら対応に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。また質問を変えます。16 ページ、あったからんどの長寿命化修繕計画についてお伺いします。修繕で多額の費用がかかるということであります。これはやむを得ないのかなというふうに感じているところでありますけども、工事期間は大体 2 か月から 3 か月かかるということであります。その間にですね、私は工事費に何とかその負担を減らせないかという意味で前も美利河とかでやりました、ガバメントクラウドファンディング。それを利用できないかなというふうにちょっと考えたんですが、今回過疎債などを使うということでなかなかその辺は難しいのかなと思い、ちょっと視点を変えてですね、仮に 3 か月かかって、新しくまたオープンしますよといったときに利用とか、もともと交流施設ですので、やはり交流とかを高めるために、その施設内の例えば子どものキッズスペースを設けるだとか、休む場所を充実させるとかっていうところの目的で、ガバメントクラウドファンディングを使って、今金町の住民の方でもいいですし、今金町にゆかりのある方に寄附を募って、それで新しくオープンするという方法も 1 つ考えられるのかなと思いますが、その辺についてお知らせください。
○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。
○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。以前は別な施設ではありますけれども、ガバメントクラウドファンディングの制度を活用して、事業費の一部をそれに充てるというような取組をしてた経過は承知しているところです。前回実施した施設については、いわゆる観光施設という位置づけの中で、そういった趣旨といいますかね、広く募集をし、御寄附を頂くというような行為がなじみやすい施設であったかなというふうに私としては受け止めているところであります。今回

の対象施設というところが、交流促進施設といいつつも公衆浴場ということで、そこが果たしてガバメントクラウドファンディングによる寄附になじむのかどうかというところも少し検討させていただければというふうに思っておりますし、交流を目的とするような施設としての在り方というところでの御示唆については、これは今年も、あったからんどでイベントを実施させていただいたりしましたけれども、そういう単発的なイベント、あるいは、常にそういう環境をつくるというようなことも含めてですね、ここは引き続き検討させていただければというふうに思いますので、先ほど御質問頂いた財源確保に向けた取組についてもですね、引き続き検討させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　私はですね、基本的に修繕、これだけ大きな金額かかりますので、やっぱりただの修繕にしてほしくないなっていうのがありましたので、新しくなったっていうのをより多くの方々にですね、利用してもらえるような、例えばガバメントクラウドファンディング使わなくても、ちょっとした、新しくなったよね、使いやすくなったよねっていう声に寄り添えるようなものになれば、よりいいかなと思いますので、少し検討していただけるということで、前向きに検討願いたいと思います。

　質問ちょっと変えます。最後ですね、森林資源を活用したというこの循環型地域づくり事業について、先ほどからいろいろそれぞれ皆さんのお話を聞いたり、町長のお話を聞かせていただいて、私のちょっと観点から１つ思ったんですが、まずですね、議論の過程の中で人材というものは非常に大きくフォーカスされたんだろうということは理解いたします。そしてですね、最後８つの柱ですか、の中であります。それの中で先ほどイメージしていたものが工場だったりとか、そういうものではなさそうだということが１つ分かりました。となると、人材育成的なことっていうのをもっとフォーカスしたほうがよろしいのではないかというふうに感じました。そういうふうに思ったんですね。それで、この８つの柱だと、やはりどうしても経済性に寄ってるなというような印象を受けます。多分行政が考えてるのは、恐らくプラットフォーム的なものなんだろうなっていうふうに僕はちょっと理解していたので、それだと何かちょっとそれとマッチしない部分があるんではないかというふうに見えてしまったんですよね。なので、木を山から運び出して、製材して物を売ります、みたいなものじゃなく、もっとですね、この人材という１つ大きなテーマにたどり着いたのであれば、やっぱりこれから人を育てていきますと、そういう方向性にできないものかと思うんですが、これも多分令和８年度にいろいろ話になるかと思いますけども、その辺というのはどのような考え方を持っているかお聞かせください。

○委員長（村上忠弘君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。人材の確保、育成という

ところにつきましては、これまでの検討会、分科会の中でも、林業に限らず、どの産業、サービスでも課題として挙がっていたところであります。で、この地域商社が担おうとするところの、資料の記載上、林業人材の育成って書いてますけれども、必ずしも林業人材だけにとどまらず、他の産業の人材も、確保、育成できればということで考えているところです。そこが確保、育成できなければ、その後の事業展開はなかなかその事業活動を増やしていくということには至らないだろうということなので、まず、1丁目1番地といいますか、まず最初に取り組むべきことは、この人材育成、確保だということでありますので、ここは、今回提出させていただいた資料を見ると、一見その8つの柱が並列で見えがちなんですけれども、思いとするとまずは、委員おっしゃっていただいたようなところにフォーカスを当てて取り組んでいくということの考えは、共有させていただいてるかなというふうに思っておりますので、今後、住民ですとか、地域の様々な方々にお知らせをする際には、そういった趣旨というか、思いは伝わるように発信していきたいなというふうに考えております。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○1番（苅屋泰裕君）　分かりました。そうですね、僕は以前にですね、ほかのトビムシさんがやってるところのお話を聞かせていただいたことがあるんですが、その事業の岡山県でしたよね、確か。そこの事業の中にローカルベンチャー事業っていうものもありまして、それこそ人づくりだなというふうに思ったんですよね。今やっぱり過疎地域っていうのは、人を呼ぶってなると、やはりお金をかけて人を呼ばなきゃならないという状況にあると思うんですよ。それはどこの自治体も、多くの自治体は一緒で、そこから来る人はその自治体を選ぶ理由をまず探すわけですよね。そこの中で特色ある、そういう人材育成をしてる町ってのはこれから非常に魅力的になるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も加味しながらですね、議論を進めて、いいものにしていただきたいと思いますんで、再度すいません、答弁頂きたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　ありがとうございます。ただですね、基本にうちの周りに森林 80％も囲まれておりますので、ここの活用ということも同時にあるということで御理解頂きたいと思います。当然、伐期を迎えているものもありますし、ただですね、それやるとき林道ないとできないよというとこから始まったりですね、いろんな課題があるんですけれども、とにかくそれを製材するとなると、地域商社というよりは今、山一さんがありますから、そことの連動をしながら、例えば加工品づくりっていうのもこの町で完成できれば、先ほど言ったふるさと納税の1つの返礼品にも使える。それから今苅屋委員が言ったように挑戦できる町じゃないと来ないですよね。人口だけ当てにしてるっていう町には。やっぱり自分がこんなことやってみたい、そういう思いを持って来れるようなまちにしたい。そのためには例えば

来たときに、どこへ泊まるのってのが出てきますよね。それから、どこに所属するのとか出てきますよね。やっぱりそこをですね、この地域商社の中でしっかりと下支えをしてほしいなと思ってますし、先般、美利河で、レストハウスの２階でここのコーディネートをしてもらってるトビムシさんが木のいろんなものでですね、子ども達用に、制作活動やってたんですよね。私もちょっと見てたらですね、最初はちっちゃな子どもが一生懸命木に触れて楽しむわけですよ。それを見てたお母さんも今度一緒にやり出すわけですよ。これって何か案外、木に触れる機会ないなということでね、先ほどあったからんどちょっと話もしてありましたけど、多分そこでそういう体験もできたり、それからやっぱりこれってね、教育につながっていくことも必要なので、例えば緑の少年団であるとか、それから子ども達が木に親しむ。この木がどんな役割をしてるかも含めて例えば授業がある、やっぱりこれもですね、林業の６次化の中に含まれていく要素だというふうに思いますので、肝にはやっぱり人材がありますけれども、そこから派生をする分野というのはたくさんあってですね、そこでしっかり可能性を探りながら、もう１つはさっきも言いましたけど、山一さんと森林組合、こことうまくやっていくってのは１番だと思うんですよ。競合しても困りますのでね。その辺も肝に入れながらですね、やっていきたいと、新年度は多分その辺の具体的なことをまたいろんな意見出てくると思います。話合いって私はですね、全く反対のことを言ってもいいと思うんですよ。同じ方向しか向いてない人で話すると、しゃんしゃんで決まっちゃいますから。でも、それ大丈夫、こうでないかっていう人たちが、この人たちが納得する事業というのは１番必要なことだと思いますので、そういう視点忘れずに新年度取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　以上でまちづくり推進課の質疑を終わります。

２時25分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時１１分

開議　午後　２時２５分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き会議を再開いたします。

次に、税務住民課より説明願います。

税務住民課長、岸君。

○税務住民課長（岸　貴之君）　（税務住民課長朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　税務住民課長補佐、森山君。

○税務住民課長補佐（森山英樹君）　（税務住民課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　以上で税務住民課の質疑を終わります。

次に保健福祉課より説明願います。

保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　（保健福祉課長朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長補佐、山田君。

○保健福祉課長補佐（山田　薫君）　（保健福祉課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、近藤君。

○保健福祉課主幹（近藤克俊君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長補佐、山田君。

○保健福祉課長補佐（山田　薫君）　（保健福祉課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、近藤君。

○保健福祉課主幹（近藤克俊君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、吉田君。

○保健福祉課主幹（吉田明弘君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課主幹、小野寺君。

○保健福祉課主幹（小野寺さやか君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

1番、苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　まず説明事項1、1ページですね、これ改正ですが、これ賦課区分がですね、軽減判定などですね、これ事務が複雑化が予想されるかなというふうに思うんですけども、システム改修や事務負担の増加はどの程度見込んでいらっしゃるか、お聞かせください。

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。システム改修については、令和7年度予算で実施しておりますので、令和8年4月1日よりスムーズに進行していくかと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。これシステム改修のほうはスムーズにいくということでしたけども、その人的な負担というのは、そんなに人員体制を変えるとかっていうまでもないという理解でよろしいかお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　国民健康保険税の算定の中の項目が増えただけなので、特に大きく変わることはないと思っております。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。次に 49 ページなんですけども、今金町スタッフ確保定住対策事業であります。目的とか、期待される効果とかですね、事業の背景などを読んでいくと、スタッフ確保ってのは非常に課題だなと思う一方で、今後の予算額を見ると、だんだんこう尻すぼみになになっているような、縮小していっているように伺えます。以前、昨年かな、のときに話が出たというふうに認識してるんですが、縮小をするんですかと、その人出がまだ足りてないのに縮小するんですかって私質問したと思うんですが、その方向性には特に変わりはなかったんだろうなと思うんですが、それにかわって何か違う、スタッフが足りないという問題は解決されていないと思うので、何か違うアクションでこの問題に取り組んでいく考えはあるか、その辺をお伺いしたいと思います。
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長、住吉君。
○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。12 月の定例会のときにも苅屋委員から同様の質問を受けたことは承知しているところです。12 月の定例会のときには、地域おこし協力隊というものの外国人の雇用という部分で、あわせて人材確保に努めるという形にしております。この額につきましても、近隣町や、栗山町の連携町村の額も比較しながら、このぐらいの額でほかの町村も計上している部分もありましたので、この辺は財政的にも、厳しい部分がありますので抑えさせていただきながら、人材確保につきましては、地域おこし協力隊の部分とあわせながら行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。さっきの林業の話じゃないですけど、やっぱりこう選ばれるためにはですね、そのお金のインセンティブみたいな部分が全てではないとは思うんですが、やっぱり外国人という話もありましたけども、やっぱりこう今金町で働きたいと思ってもらえるような取組っていうのも必要じゃないかなというふうに思いますので、財政も当然厳しいですが、やっぱ必要なところには必要な財源を入れていくっていうのは、やっぱり住民福祉の向上だと思いますので、その辺を考えながらぜひ、いろんな検討されてですね、スタッフ確保に努めていただきたいと思いますがその辺いかがでしょうか。
○委員長（村上忠弘君）　保健福祉課長、住吉君。
○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。このほかにも、研修等の経費も補助する制度も持っておりますので、そういう部分も活用しながら、幅広く周知していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（村上忠弘君）　他にございませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（村上忠弘君）　以上で保健福祉課の質疑を終わります。
3 時 30 分まで休憩といたします。

休憩　午後　３時１７分
開議　午後　３時３０分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き会議を再開いたします。次に、介護老人保健施設より説明願います。
　介護老人保険施設事務長、立島君。
○介護老人保健施設事務長（立島　剛君）　（介護老人保健施設事務長朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。
　ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。
　１番、苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　ページ数でいくと、5 ページですね、現在受入れしている外国人材について伺いたいと思います。昨年の 9 月でしたか、予算説明ではですね、説明のときに、特定技能として会計年度職員の給与で対応するという説明がありました。その後ですね、12 月に地域おこし協力隊として委嘱しているというところであります。地域おこし協力隊としての委嘱については議決時点で想定されていたものなのか、それとも途中から制度追加したものなのか、経過を含めて説明を求めます。
○委員長（村上忠弘君）　いいですか。
　介護老人保健施設事務長、立島君。
○介護老人保健施設事務長（立島　剛君）　お答えいたします。外国人雇用の受け入れの関係で、会計年度任用職員として受け入れるということでですね、9 月の常任委員会の段階では、当初から地域おこし協力隊として受け入れるということで進めておりましたけれども、9 月の時点で、私自身がその確証を持てなかったといいますか、まだいろいろ調べてる途中だったものですから、その時点であれだったんですけども、12 月補正の段階では地域おこし協力隊として受け入れるということで予算計上しておりますので、よろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。それでですね、地域おこし協力隊として委嘱しているということで、12 月からですね、地域おこし協力隊に関わる経費について、現在はですね、どのような予算科目で整理されているのかと、新年度では、どのような財源構成となるのか伺いたいと思います。それと特別交付税措置の見込みも含めて、お示し頂ければと思います。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　まず私のほうから、特別交付税の措置の関係ですけども、令和 8 年度で特別交付税上ですね、予算を見込んでいるのが、老健ですね、としべつで働いている方 1 名の方の特別交付税を予定しているのが約 390 万円、病

院の２名ですね、これを見込んでいる額が約 780 万円です。
○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。
　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　それは、８年度ですね。分かりました。ということは、12 月に委嘱して７年度分っていうのは、国等には届出をしていないという理解でよろしいのか、その辺をお伺いしたいと思います。
○委員長（村上忠弘君）　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　すいません、私８年度を話してしまいまして、７年度についても既に特別交付税上の申請を行っております。その額が今ちょっと手元に資料がないので、もう少しお時間頂きたいと思います。
○委員長（村上忠弘君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時４０分
開議　午後　３時４６分

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
　総務財政課長、山田君。
○総務財政課長（山田　薫君）　お時間を取らせていただきまして誠に申し訳ございませんでした。実は老健１名と国保病院２名だけの内訳ってなかなかちょっと、今はちょっと手元になくてですね、今金町で７年度中に地域おこし協力隊員として委嘱した、短期も含めてですけども、７名おります。７名分の特別交付税の今申請をしている額が総額で 1083 万 3000 円です。これをもとにですね、あとは北海道で配分がどれだけ来るかってのはまだ分からないということでございますのでよろしくお願いします。
○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。最終的に何が言いたいかというとですね、９月のときに説明を受けたのは特定技能という説明で、議会としては、私もそうだし、振り返ってみると、地域おこしという言葉、全くなかったっていう認識なんですよね。それにもかかわらず、後に地域おこしとして委嘱をしているというのは、僕、その議会の一員としては驚いたわけですよ。やっぱりそれは話聞いてないというふうになったんで、それも考えると先ほど自信がなかったというような答弁ございましたけども、そのとき、議決時に説明がなされなかった理由というところを最後お聞きしたいと思います。
○委員長（村上忠弘君）　介護老人保健施設事務長、立島君。
○介護老人保健施設事務長（立島　剛君）　お答えいたします。先ほども説明したとおり９月の時点で、特定技能として受け入れるということを常任委員会の中で説明させていただきました。そのときにそれに関連する質問等を何点か受けたときにで

すね、一応いろいろ備品のこととかで質疑を頂いてたんですけれども、そのときに私のほうで、財源のめどは立ってますっていう説明はしたんですけれども、すいません、その説明で終わってしまって、地域おこし協力隊という言葉も、交付税ということも一切出ないで、単純に財源の目途がある程度たってますっていう説明で終わってしまったので、大変申し訳ありません。説明不足でした。すいません。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かるんですけども、その後、保健福祉課のほうで、制度、その特定技能と地域おこしという議論になったときにですね、やっぱり懸念材料があったわけですよね、そのときに。それを、9 月のときには懸念材料の材料すらなかったわけですよ。っていうことを考えると、その指摘にも当たらないし、つまりは行政と議会の情報共有としてどうなんだっていう問題提起なんですよね。その辺は説明できなかったということで済まされることなのか、僕はちょっとそこは疑問を感じるんですよね。やっぱり出していただいて、それに対してどうなんだって議論をしていくっていうのが議会だと思いますので、その辺しっかりしていただきたいなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（村上忠弘君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　時系列で追いますと 9 月の時点では、特定技能で外国人人材を雇用したいということの方向性はこれ今もずっと変わりません。途中でいわゆる地域おこし協力隊の制度とマッチングできるかどうかという可能性が出てきたものですから、そのことの可能性を、北海道ですとか、いろんなところからの情報を頂きながら検証をしてきたというところです。12 月の段階では、そのことがマッチングできるということが明確になりましたので、改めてそういった提案をさせていただいたということであります。仮に地域おこし協力隊がマッチングできないということになりますと、これは単費で、当然人材を雇用しなければいけないということなりますので、9 月の時点では当然、そういうことも腹づもりとして持ちながら、説明を申し上げた次第なんですけども、なかなか不確定な要素がある中で、明確な説明ができなかったというところは事情としてあるわけでありますけれども、その辺りのいろんなディスカッションといいましょうか、共有の仕方についてですね、少し上手に運んでいなかったという御指摘を今頂いておりますので、そこのところにつきましてはですね、受け止めをさせていただいて、この後、その時点時点のですね、検討経過ですとか、そういったものも踏まえながらですね、丁寧な説明に努めてまいらなければいけないなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（村上忠弘君）　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　以上で介護老人保健施設の質疑を終わります。

次に、国保病院より説明願います。

国保病院事務長、山田君。
○国保病院事務長（山田哲也君）　（国保病院事務長朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　国保病院事務次長、濱谷君。
○国保病院事務次長（濱谷幸男君）　（国保病院事務次長朗読説明、記載省略）
○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。
ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。
（「なし」の声あり）
○委員長（村上忠弘君）　以上で国保病院の質疑を終わります。
総務グループ全体を通して、皆様から何かございませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（村上忠弘君）　以上で、総務グループ「各課説明事項」を終わります。

◎散会の宣告
○委員長（村上忠弘君）　これをもちまして本日の総務産業常任委員会を終わります。
この後、16 時 10 分から所管事務調査を行いますので、議場にお集まりくださいますようお願い申し上げます。皆さんどうも御苦労さまでした。

閉会　午後　４時０１分